

京都大学	博士 (法 学)	氏名	島田 幸典
論文題目	議会制の歴史社会学－英独両国制の比較史的考察－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文の主題は、英独の政治的近代化の過程を理念と実践両面から比較論的に検討し、両国の国制の歴史的特徴を明らかにするとともに、それがどのように両国の政治過程と連動していたかを解明することにある。国制とは 英語では ‘constitution’、ドイツ語では ‘Verfassung’ といわれるものを指すが、通常これらの言葉は「憲法」と訳される。しかし本論文では、成文法としての憲法のみならず、歴史的経験と習慣を通じて培われた非形式的要素を含む国家の基本構造を指すものとして「憲法」ではなく国制という概念を用い、それによって国家と社会との相互作用をも分析対象とする。</p> <p>英独両国は、欧州諸国家と多くの点で共通項をもちながら、国家 - 社会関係からみれば対照的な特徴（ドイツにおける国家の社会からの自律化とイギリスにおける一見した国家の弱さ）を示しており、両国の比較によって近代国家形成の振幅を理解することができる。</p> <p>第一章では、民主主義の理解ならびにその制度的具体化が、戦間期英独両議会の対照的な命運につながったことが明らかにされる。民主化以前の議会は国制において君主とともに統治権力を二元的に構成する機関となったが、イギリスでは名誉革命によって古来の国政への復帰が図られ、「議会のなかの国王」という装いのもとに複合的な主権概念を生み出した。そこでは議会は王とともに主権を担う存在となった。E・フレンケルは、民意を、投票によって明示される有権者の主観的意志としての「経験的民意」と全体の利益に基づいて客観的・先験的に認知可能な「仮説的民意」に分類したが、英国においては議会在「同意による民主主義」という形で仮説的民意が経験的民意に接続された。他方ドイツにおいては、執政部と議会との「民意の二元主義」が前者優位の形で形成されたため、議会は経験的民意を担う存在以上のものにはならなかった。</p> <p>第二章ではこのような国制の違いが、英独の社会構造、とりわけ社会的中間団体の在り方と時には緊張関係を孕みつつも、相補的な関係にあったことが示される。ドイツでは「ポリツァイ Polizei」の伝統の下に行政本位（官僚支配）国家が生まれ、国家は、社会的な諸利益から超然とし、それらの対立を調整する存在となった。他方英国では、多元的な社会諸団体の存在と、包括的な国家概念の不在を背景に、多元的政治秩序像が形成された。</p> <p>第三章では、近代ドイツにおける権威主義的な利益統合様式の限界とその展開過程が分析されている。産業化によってドイツでも活発な団体活動が展開されるようになったが、団体の存立はあくまでも前近代的な国制観に基づいて国家の承認に基礎づけることが重視された。商工業問題に関して政府に意見具申をするために設けられた「会議所」は、産業化によって周辺化された手工業や</p>			

農業が国家からの保護を求める場として注目を集め、他方工業利益は、こうした公的制度が軛とならないように国家への圧力を行使する多元主義的アプローチを併用した。しかし国家に対抗する権力を持たないドイツ議会は諸利益の糾合ではなく分極化を促し、翻って、それが国家の政治的操作・調整能力を高めた。

このような国家の調整能力は、労働者階級の台頭に対して、その限界を露呈する。国家は労働者階級に対する同権的処遇を拒絶し、労働者階級は社会民主党を支持することで政治的影響力拡大を目指す。ドイツ帝国議会は自律的な権力を有しておらず、労働者の声を国家に十分包摂するには至らなかった。

第四章では、利益統合が、ドイツのように行政 - 団体間ではなく、議会 - 政党間にあったイギリスについて検討される。イギリスでは、産業化・都市化に対する政府の集産主義的な政策がみられたが、既に述べたような一元的システムのなかで議会が大きな権限を持ったため、それを前提に政党が部分的利益の表出よりも、政権獲得のために労働者を含めて有権者の最大限の支持を求める存在となった。政党は有権者に自己と社会を理解するための魅力的な解釈を用意し、そうした社会像の庇護者として振舞うことによって、経験的民意を仮説的民意へと接続したのである。

したがってイギリスの階級社会は、ドイツのように社会的亀裂をもたらさず、保守党、自由党は、純然たる階級政党ではなく、階級的基盤をもちつつも、それを越えた公益を実現するものとして言説を組み立て、自らを正当化した。政党は、部分的利益の代弁者ではなく、政治的権威と保護の責務を重視する伝統的理念、階級横断的な「ワン・ネーション」政党を指向するなかで競合し、その結果として野党であろうと、部分利益の代表ではなく、政権の代替的選択肢として位置づけられるようになった。

以上のように英独の国制の違いは、国家 - 社会関係を調整する議会と政党のあり方を規定し、両国における極めて対照的な政治過程を生むことになったのである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文において著者は、英独の国制がどのように形成され、それがいかに社会統合を達成してきたかを比較検討する。

著者は、制度には当該社会に固有の歴史的・文化的価値観が埋め込まれており、そのような価値観が制度の下で行動する個人ないし集団の行動様式を指示するのみならず、行為規範をも提供することを指摘する。したがって、著者のいう国制研究においては、制度にどのような価値や考え方が埋め込まれているのかを歴史的に考察することが重要な課題となる。

著者の国制研究の出発点であり、中心をなすのが、議会制研究である。著者は前近代における議会（身分制議会）がどのようなものであったかを確認し、近代議会制の多様性を身分制議会の否定・継承という観点から分析する。著者によれば、ヨーロッパに広く見られた身分制議会の特徴は、それが単なる諸身分の利益代表ではなく、住民全体の代表であったことにある。議会こそ、「従来は単なる抽象的観念にすぎなかった〈くにcountry〉〈国土land〉〈祖国 patria〉〈人民 people〉〈王国 kingdom〉〈臣民共同体 the community of the subject〉といった用語に実体を与えたのである。すなわち、萌芽的国家における支配権力の総体が、議会とそこに集う議員達の身体を通じて初めて可視化されることになったといえる。

王国の一体性は、君主と諸身分の協同作業の場として、議会という制度が置かれていることによって保たれており、これが身分制国家を封建制から区別する制度的特徴であること、身分制国家においては政治権力が君主と諸身分によって二元的に構成されていたことを著者は指摘する。近代議会制の多様性は、この二元的身分制国家の変容過程から生まれる。

イギリスの場合名誉革命以降、「議会のなかの国王」という形で一元的権力体制が「復活」し、そのことによってむしろ統治する存在としての議会の地位は高まった。これに対して、ドイツでは二元的権力体制がポリツァイの伝統の下で行政優位の国制として定着し、議会は従属的な地位に止まった。こうした制度的特徴が社会統合にとってもつ意味を明らかにするため、著者は、投票を通じて直接表現される国民の意志（経験的民意）と全体の利益に基礎づけられた民意（仮説的民意）を区別し、分析を進める。

イギリスにおいては、一元的権力体制の下で議会が経験的民意を仮説的民意に接続する存在となった。より正確に言えば、政党が自律的に全体利益の青写真を描き、有権者の支持を訴えることによって、仮説的民意を「同意による民主主義」という形で経験的民意に接続した。これに対して、そもそも権限が小さく、仮説的民意を担う存在たりえなかったドイツの議会は、経験的民意を仮説的民意に接続する機能を果たすことができなかった。

このように英独国制形成とその特徴を明らかにした後、著者は両国の社会統合の違いを分析する。両国において産業化・都市化は共通に見られるが、それに伴い増加した社会団体をどのように統合するかについて、両国では国制の違いを反映して、対照的な動きが見られた。ドイツの場合は行政による、いわば上からの管理・調整が試みられたのに対して、イギリスでは社会団体間の自発的な調整、いわば多元主義的な秩序が生まれた。ドイツの調整方式は、労働者階級の同権的処遇の拒絶によって、社会的（階級的）亀裂を深めてしまったと著者は指摘する。

以上の分析に立脚して、著者は、ドイツにおいては官僚支配国家と弱い議会権力、上からの調整様式の限界のため、政党は階級という部分的利益を担うだけの存在になったのに対して、強い議会権力と多元的秩序をもつイギリスでは、政党が、野党であろうとも階級を超えた政党、すなわち部分利益を超えて全体利益を目指す政党として形成されたと主張する。

本論文は、中世から20世紀前半までの長いタイム・スパンのなかで英独の国制の発展と構造的特徴を、国家 - 社会関係に踏み込んで明らかにしようという極めて雄大な比較歴史分析であり、昨今の実証的比較政治研究とは一線を画すものといえる。立論に当たって著者は、バーク、J. S. ミル、ヘーゲル、シュモラー、ヴェーバーといった近現代の哲学・社会科学の巨匠たちの理論を深く理解した上で緻密な理論構成を行っており、その概念操作と論理的展開力は瞠目に値する。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。また、平成25年10月3日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。